

## 琵琶湖部会とりまとめ素案（連携部分）の修正案

< 概要（資料2 p.2）の修正案 >

### 2.3 滋賀県、他部局・他省庁、地域社会との連携（概要）

滋賀県、他部局・他省庁、地域社会等との連携について、河川整備計画で明示的に示した点はおおいに評価できるが、以下のような事項についてさらにふみこんだ施策と実践を提起したい。

（a）滋賀県との連携においては、県は河川行政だけでなく、農林行政、環境行政、文化行政の中で琵琶湖水域にかかわるさまざまな施策を全国に先駆けて策定しており、それらの先駆的な法制度や実践経験との整合性をはかることが求められる。

（b）他部局・他省庁との連携については、部局をわけることは行政技術的な「便宜」にすぎず、本来「大地はつながり、水の流れはつながっている」という基本姿勢の元に、関係地域の住民生活と福祉の向上のために河川行政もある、という「公共性の基本理念」を確認したい。

（c）大地を守り、水を守るのはあくまでも人間であるが、その大地や水域に棲む動植物もふくめて、琵琶湖流域が本来的に有する生態的・社会的・文化的価値をそこなわないような連携のあり方を模索したい。

（d）住民や地域社会との連携については、河川行政の影響を最も強く受ける最終的な主体は地域住民である、という基本的な考え方の元で、「住民生活の日常」に「行政が参加」をする、という視点から行政としては「謙虚な方策」を期待したい。

< (資料2 p.10) の修正案 >

## 2・3 滋賀県、他省庁、地域社会との連携

本委員会の[提言](2003年1月)においては、河川整備計画に関する基本的事項として[4・1]において、河川整備計画策定のプロセスと計画管理システムにおいて、流域圏に着目した総合的なソフト政策を提案してきた。[河川整備計画基礎原案](2003年9月5日)において、河川整備の方針の中で、計画の策定段階から[住民および住民団体等地域に密着した組織との連携を積極的に行っていく](4・1・3)とし、[異なった主体間の意思形成を有効に図るためには、問題が生じた時だけでなく、日常的な信頼関係を築くこと]の重要性を指摘している点はおおいに評価できるものである。さらに、関係省庁、自治体等との連携についても、直轄区間以外の河川整備計画との整合性を取れるように連携、調整するという姿勢は大きく評価できるものといえる。

さらに具体的な整備内容についての展開(5)においても、さまざまな主体が[知っていること]や[心配している]ことを共有することから連携を始めるという視点は、河川にかかわる認識や判断基準の多様性や、特定の河川整備に内在的で、単に[ええとこどり]はできないという葛藤状況をふまえた表現として評価できるものである。

しかし、具体的な整備内容の策定にあたっては、以下のような点をさらに追及することが求められる。

### a) 滋賀県との連携について

-(1)琵琶湖にかかわる直轄事業の中で最大の争点は、[丹生ダム]であるが、[丹生ダム]の下流部、高時川・姉川の治水や瀬切れの回避などの環境保全にかかわる基本方針について、県と国の治水に対する考え方に考え方に相違があるかどうか、ある場合には問題点を明らかにし、具体的に検討する必要がある。その際、利水の主体である住民や農業団体との間の考え方の相違についても具体的に検討する必要がある。

(2)・滋賀県では、大きな河川毎に河川整備計画を策定するためにすでにが設置している「淡海の川づくり検討委員会」等が活動を開始し、すでに河川整備計画を策定した流域もある。ここでは、さまざまな[住民参加]の試み

がすでに具体的に行われており、その経験に学びつつとのさらなる連携についても積極的に実施していくべきことを提案したい。である。

→(3) 滋賀県の条例との関係、関連部局との連携（「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用適正化に関する条例」、[ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例] [滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例]等）のあり方を精査し、直轄区間の方針と矛盾がないかどうか、前向きに検討を行う事が求められる。積極的に推進すべきである。

→(4) 河川整備計画に反映するべき [琵琶湖の水質保全に関する総合的とり組み]を求めるとしたら、それはすでに確定している [琵琶湖の総合保全整備計画]（いわゆるマザーレイク計画）とどうかかわるのか、具体的な見通しをたてる必要がある。

b) b) 他部局、他省庁等との連携について

→(1) [丹生ダム]建設の有効性として特記されている [ダム補給水による湖辺域の環境保全]については、治水や生態系保全をめぐる土地利用や地域生活との調整なども含めて、さらなる代替案の検討が必要である。具体的には湖岸の水田などを「遊水池」あるいは固有魚種の「産卵水田」として指定し、保障的支払いを行うことで、土地所有者の協力を得るなどの政策も検討すべきである。その際、農林行政での「農業の多面的機能」政策や自治体における地域整備計画と連携をすることが必要となる。

(2) 滋賀県内においても、琵琶湖総合開発時に計画された水需要予測は過大傾向にあり、水利権等、既存の水需要、水利用の見直しを連携して行う必要がある。特に、滋賀県には、必ずしも琵琶湖に依存しない、小さな水循環系（[近い水]）が維持保全されている地域も多く、[遠い水]である琵琶湖だけに依存する水利用構造への抜本的見直しが必要である。その際に、ともすれば行政的な[なわばり意識]の中で分断されがちな自然生態系の基礎となっている自然に即した [水網的連携]の回復を図る努力が必要である。

→水網（水路から河川、湖まで）全体が行政の縦割りで分断されている状況からの連続性の回復を目指す

(3) →湖水面利用については、漁業者による生業的な利用と、レジャー利用

との間に葛藤や対立がみられるが、琵琶湖でなければならない利用、その歴史や文化を反映した利用に配慮しつつ、経済界とや行政との協議が必要であり、環境琵琶湖生態系や文化保全のための法整備が必要である。

→(4) 琵琶湖は河川法上は「河川」、漁業法上は「海」、環境法上は「湖沼」として定義されており、河川「自然環境の保全・再生」という積極的な目標に向けて、住民や自治体・他省庁が連携するように働きかける姿勢を国土交通省に求める求めたい。

c) 琵琶湖の本来的価値の表現と活用をめぐる人材育成、環境学習等

→(1) 琵琶湖は、その広さや深さだけでなく、その生態系や社会文化的意味においても特筆できる国際的な価値を有しており、急速な都市化の中で失われつつある自然体験の促進や、環境学習の場として、の琵琶湖のを活用し、利用—さらなるソフト事業の推進の可能性を探る事が求められる。

→(2) 湖水面を活用した舟運については、県として実績のある琵琶湖学習船（「うみのこ」）を国レベルでとして活用・展開利用することで、地元だけでなく、近畿圏や全国の子どもたちの水や湖・河川への親しみを増すために大きな役割を果たす可能性がある。もつつある

→(3) 琵琶湖総合開発では、湖岸に150以上の水門がつくられ、湖辺の治水のために、その正確な操作が求められているが、直接的な利害関係をもつ地元地域社会との連携は必ずしも図られていない。河川管理施設操作員などの養成—や人材育成について（河川レンジャーを育成する等）の具体的な法律的後ろだてとともに、現場に即した実践的な展開が必要とされる。

→(4) 「水害に強い地域社会づくり」をめざして、「自分で守る」「みんなで守る」「地域で守る」という方針の具体化のために、新住民、子供子ども達など、地理や社会的事情に詳しくない人達の日常的な防災意識の向上や、過去の水害経験の伝達を具体的に図る社会的整備が必要である。

d) d) —住民や地域社会との連携について

(1) 「丹生ダム 計画の過程において地域社会では、[ダム建設による地域振興][新しい観光産業の創出][ダム管理の中での森林保全][新たな雇用創出による若者の定着]などが期待されているが、果たしてその期待はどれほどの具体性があるのか、[経済的波及効果]や[若年人口定着効果]などを各省庁

や地域施策との関連でさぐり、その可能性が低い場合には、このような地元の期待を実現するための代替案を具体的に模索することが必要となる。たとえば、水源地においては、森林資源をバイオマスとして活用するなど、森林行政、エネルギー政策との連携なども重要である。さらに、かつてマイナスイメージであった[村]や[田舎]のイメージ再生も重要である。

→(2)河川整備計画の策定プロセスや管理実践の場では、学校や農林漁業等、地域にある既存の社会システム(コミュニティ)の活用をはかることで、より望ましい河川環境の創出を、地域社会に定着することが可能となる。

→(3)流域全体の治水・利水・環境と住民生活を調和させることは、現代社会においては壮大な社会実験であり、人びとの関心や意識が集中し、県民のアイデンティティとして深い意味をもつ琵琶湖ではその効果が見えやすく、このような社会実験の場として重要であり、新たなシステムを作る、という試みを行ってはどうかが有効な場である。

→市民との連携が有効な事項の提示、あるいは先進地の事例研究

(4)洪水時の避難誘導というような極めて人間的な行為に関しては、人間心理や社会心理的な理論をふまえた上での計画が必要であり、そのためのひとつの仕組みとして、経常的に地域の人たちと顔見知りの関係をつくり、地域社会に根差した活動を行う河川レンジャーなどの役割を確定し、その人材育成を行うことが重要である。

→(4)水利権や治水をめぐる住民(水源地と消費地間の問題も含む)同士はしばしば対立するものであり、多様な利害を内包する社会的母体間のコミュニケーションの促進が重要である。

→(5)雨期大雨時や台風期の除草を実施するという作業においては洪水対応については地元地域社会との連携を図れるよう、河川レンジャーがコーディネーターとしての役割を発揮することが期待される。